

# 合 意 書

(第1号改定者) と (第2号改定者) とは、厚生労働大臣に対し当事者間の対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定または決定の請求をし、かつ、請求すべき按分割合を とする旨合意し、これを証するため本合意書を作成する。

平成 年 月 日

## 第1号改定者

(住所)

(氏名)

印

(生年月日)

(基礎年金番号)

## 第2号改定者

(住所)

(氏名)

印

(生年月日)

(基礎年金番号)

※1. 上記分割の割合は、最大で50%までで、法律に従った表記では0.5となります。

2. 第1号改定者とは、合意分割で標準報酬額が低額に改定される人をいい、第2号改定者とは、第1号改定者から標準報酬の分割を受ける人をいいます。